

## 監事の意見書

農業保険法第53条第1項の規定により令和2年5月7日理事より提出された令和元年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分(案)の各事項の調査を遂げその正確適正なることを認めます。

令和2年6月23日

山口県農業共済組合

代表 監 事 袴田 光夫

監 事 安田 憲生

監 事 阪田 実